

仕様書

1. 入札物件

(1) 飲料自動販売機を設置に係る公有財産の賃貸借

- ・対象となる貸付場所は、次のとおり

○ 新潟市秋葉区総合体育館 1 階 エントランスホール

(2) 貸付場所、貸付面積、台数及び最低貸付料（月額）

物件 番号	貸付場所	貸付 面積	台数	最低貸付料 (月額)
1	新潟市秋葉区程島 2 0 0 9 番地 新潟市秋葉区総合体育館 1 階 エントランスホール	1 . 1 7 ㎡	1	9 9 3 円

※1 「貸付面積」には、本体設置面積のほか、使用済み容器回収ボックス等の設置、転倒防止に必要な器具の設置並びに電気使用量を計測するための専用子メーター設置面積を含む。設置にあたっては、指定管理者と協議のうえ設置すること。

※2 「最低貸付料（月額）」には、消費税及び地方消費税を含まない。

※3 「最低貸付料（月額）」について、土地・建物の評価に変動があった場合、または新潟市財産条例の改正があった場合には、それらに準じた改正後の額とする。

※4 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合も考えられるため、必ず入札前に設置場所の確認をしておくこと。

2. 貸付期間

令和7年7月1日から令和12年6月30日まで（5年間・更新なし）

3. 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置者の遵守事項

(1) 設置面積

自動販売機の大きさは、「貸付面積」以内とする。

(2) 本体

- ① 公告の日から1年以内に製造された未使用機械であることとする。
- ② デザイン及び色は、周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。
 - ・以下の条件のうち、最低でも3項目以上を満たしていること
 - 屈まず楽な姿勢で商品を取り出せる構造となっていること
 - 硬貨投入口が受け皿型（一括投入方式）となっていること
 - 硬貨返却レバーは、小さな力で容易に操作できるものであること
 - 硬貨返却口は、片手で硬貨を取り出せる構造であること
 - 紙幣挿入口は、片手で操作できる構造であること
 - 通常の商品選択ボタンに加え、低い位置（車椅子対応）にもボタンがあること
 - 商品や小物を置くことができるテーブルを備えていること

(3) 災害対応

- ① 大規模災害発生時において、本市が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置業者の負担により無料で提供できる機能を備えていること。
- ② 災害対応型であることを表示していること。

(4) 環境対策

- ① ノンフロン二酸化炭素、炭化水素、または代替フロン(ハイドロクロロフルオロカーボン、ハイドロフルオロカーボン)を冷媒として採用した機種とする。
- ② 「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」等、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

(5) 安全対策等

- ① 転倒防止「自動販売機の据付基準(JIS規格)」及び「自動販売機据付基準マニュアル(日本自動販売機工業会作成)」を遵守した措置を講ずることとする。
- ② 食品衛生「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。
- ③ 硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造通貨または偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内装置であっても、「自販機堅牢化基準(日本自動販売機工業会作成)」を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(6) 専用子メーターの仕様

検定付で有効期限内の証明用電気計器を設置すること。(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限る。)

(7) 使用済み容器の回収

- ① 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置する。
- ② 回収ボックスの規格
 - ・プラスチック製または金属製とする。
 - ・容器回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう、十分な収容容積のものとする。
- ③ 使用済み容器については、容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など関係法令に基づいて適切に処理する。

(8) 自動販売機の設置及び管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。
- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って自動販売機の維持管理に努めるほか、故障時には即時対応する。
- ③ 商品等の搬出入は、搬出入者の身分を証明するもの(身分のわかる制服着用者又は名札を掲示している者はこれを身分証明書に代えることができる。)を所持させ、所定の出入口を使用すること。

- ④ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置者の責任において対応すること。
また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

4. 販売商品の種類等

- (1) 酒類を除く清涼飲料とする。また、缶・ペットボトルによる販売に限る。
- (2) 標準販売価格以下の販売とする。
- (3) 利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク等極力バラエティーに富んだ品揃えとする。

5. 貸付料及び納入方法

- (1) 貸付料は本市が発行する納入通知書により、本市の指定する期日までに支払うものとする。
なお、貸付期間が1月に満たない端数がある場合は、日割りをもって計算する。
- (2) 標準貸付料は、自動販売機に係る毎月の売上の総合計額を100で除した値に「入札書」に記載された貸付単価（売上額100円に対する貸付料）を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。
なお、標準貸付料が最低貸付料を上回る場合は標準貸付料を、標準貸付料が最低貸付料を下回る場合は最低貸付料を、本市に支払うものとする。
- (3) 本市に支払う貸付料は、(2)の当該金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（円未満切捨て）とする。

6. 費用負担

設置者は、次の費用を負担する。

- (1) 設置及び撤去等
自動販売機の設置（電気、配線等）維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。工事を必要とする場合には、本市の指示に従うものとする。
- (2) 電気料金
 - ① 電気使用料を計測するための専用子メーターにより計測した使用量を毎月指定管理者と確認したのち、指定管理者からの請求に基づき、指定管理者へ支払うものとする。
 - ② 請求・支払方法については、指定管理者と協議すること。
- (3) 電気使用量を計測するための専用子メーターの設置費用は、設置者が負担する。なお、設置にあたっては本市の指示に従うものとする。
- (4) 自動販売機の稼働に必要な点検調整費、修理費等
- (5) 使用済み容器の回収箱等、本市の指示する物品
- (6) 使用済み容器処理費

8. 契約の解除

設置者は、自己の都合により自動販売機を取り下げの場合は、事前に本市に書面により通知し、本市の指示する方法により契約を解除することができる。

9. 自動販売機設置に伴う事故

本市の責に帰する事由による場合を除き，設置者がその責を負う。

10. 商品等の盗難及び破損

(1) 本市の責に帰することが明らかな場合を除き，本市はその責を負わない。

(2) 設置者は，商品及び自動販売機が汚損または毀損したときは，自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11. 原状復旧

設置者は，自動販売機を撤去したときは，設置者の責任と負担のもとに原状復旧を行い本市の確認を受けること。

12. その他

(1) 事業の執行，施設管理を行う上で必要な施設の閉鎖及び停電並びに電力会社による計画停電等による売上の減少等については，本市はその責を負わない。

(2) 本仕様書に定めのない事項については，協議の上決定する。

13. 参考データ

○年間実績販売本数

- ・令和4年度 5, 566本
- ・令和5年度 1, 653本 (※R5. 7～R5. 10 工事のため休館)
- ・令和6年度 5, 577本

○施設利用状況 (令和6年度実績)

- ・利用者 147, 209人／年
- ・開館日 347日／年
- ・開館時間 月～土曜日：9：00～21：00
 日曜：9：00～19：00
 祝日：9：00～17：00
- ・休館日 毎月第3月曜日 (祝日にあたる場合は翌火曜日)
 12月29日～1月3日